

定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
報告 1	1 件 名 令和3年度採用茨城県公立学校教員選考試験について 2 提案理由等 令和3年度採用公立学校教員選考試験の概要について説明するもの 3 内 容 (1) 採用予定人数 (2) 出願期間 (3) 試験期日 (4) 主な変更点について 4 担 当 課 学校教育部義務教育課 (高校教育課・特別支援教育課・保健体育課)	資料 番号 ①

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
専決第10号	1 件 名 令和元年度茨城県一般会計補正予算案に対する同意の専決について 2 提案理由等 令和2年第1回茨城県議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたが、教育委員会の会議を招集する暇がなかったため、専決をもってこれに同意したので報告するもの 3 内 容 令和元年度の教育委員会に関する予算について、学校給食臨時休業対策事業費として572万3千円を追加計上する。 4 提 案 課 総務企画部財務課	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第53号議案	1 件 名 茨城県教育庁組織規則等の一部を改正する規則について 2 提案理由等 教育庁組織の見直しに伴い、茨城県教育庁組織規則等について、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 (1) 茨城県教育庁組織規則の改正 ・ 生徒指導・いじめ対策推進室の設置, I C T教育推進室の設置 (2) 茨城県教育委員会公印規則の改正 ・ 女性プラザ廃止に伴う公印の廃止 (3) 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ管理規則の改正 ・ 女性プラザ廃止に伴う所要の改正 4 施 行 日 令和2年4月1日 5 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ③

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第54号議案	1 件 名 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等 地方公務員法等が改正され、会計年度任用職員が創設されること等に伴い、茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則について、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 技能労務職員のうち、会計年度任用職員及び臨時的に任用された職員に支給する給与、旅費及び費用弁償の額及び支給方法について、一般職員の会計年度任用職員及び臨時的任用職員と同様に取扱うことを規定する。 4 施 行 日 令和2年4月1日 5 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ④

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第55号議案	1 件 名 教職員の旅費の調整基準に関する訓令の一部を改正する訓令について 2 提案理由等 職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、教職員の旅費の調整基準に関する訓令について、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 (1) 県内旅行等の旅行雑費廃止に伴う改正 ・ 100円又は200円の旅行雑費が支給される旅行に係る旅行雑費の減額調整規定の廃止 ・ 高速道路利用料等を100円又は200円の旅行雑費に加算して支給する増額調整規定を、当該利用料等を旅行雑費として支給できるよう改正 (2) 条例の題名改正に伴う引用条文の改正「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び費用弁償に関する条例」に改正 4 施 行 日 令和2年4月1日 5 提 案 課 総務企画部総務課	資料 番号 ⑤

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第56号議案	1 件 名 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について 2 提案理由等 第2次県立高等学校再編整備計画の後期実施計画に基づき平成30年度に統合した県立高等学校が閉校となることに伴い、茨城県県立学校処務規程について、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 別表第4の学校を表示する記号の表中、銚田農業高等学校に係る項を削除する。 4 施 行 日 令和2年4月1日 5 提 案 課 学校教育部高校教育改革・中高一貫校開設チーム	資料 番号 ⑥

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第57号議案	1 件 名 茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則について 2 提案理由等 教育研修センターにおいて、必要に応じ機動的に職員を配置できるようにするため、茨城県教育研修センター管理規則について、所要の改正をしようとするもの 3 内 容 副参事、主査、副主査に関する規程を整理する。 4 施 行 日 令和2年4月1日 5 提 案 課 学校教育部高校教育課	資料 番号 ⑦

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
協議1	1 件 名 茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の制定について 2 提案理由等 公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、本県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理について教育委員会規則を制定しようとするもの 3 内 容 (1) 趣旨 県立学校の教育職員の業務量の適切な管理について定める。 (2) 対象 県立学校の教育職員 (3) 勤務時間管理の対象 在校等時間 (4) 上限時間 1か月の在校等時間…超過勤務45時間以内 1年間の在校等時間…超過勤務360時間以内 4 施 行 日 令和2年4月1日 5 提 案 課 学校教育部特別支援教育課	資料 番号 ⑧